

(改正箇所：下線部分)

入 会 基 準

直近改正：平成24年10月17日

A. 総 則

本基準は、社団法人全国有料老人ホーム協会（以下「協会」という。）が行う入会資格審査、入居者基金制度（以下「基金」という。）加入審査、及び入会後の経営状況審査において、協会定款第7条に基づく入会資格審査等要綱に規定する基準として適用する。

また、本基準は、既会員がホームを新設する際や、分譲型有料老人ホーム類似施設のサービス提供事業者が入会審査を受ける際にも適用する。

B. 基本的事項

1. 基本的な審査の項目は、厚生労働省が定める「有料老人ホーム設置運営標準指導指針（以下「指針」という。）、もしくは都道府県等が定める「有料老人ホーム設置運営指導指針」、及び行政指導等による。
2. 既設の有料老人ホームの入会に当たっては、規模及び構造設備に関する事項について、当該ホームの開設時点における指導指針の規定に準ずるものとする。

C. 個別事項

上記の基本的事項以外に、以下の個別事項を定める。

1. 会員は、次に掲げる諸規程を遵守するものとする。
 - （1）老人福祉法その他、介護保険法、消費者保護法、個人情報保護法、不当景品類及び不当表示防止法等の関係法令
 - （2）上記基本的事項に示された指針、又は都道府県等が定める指導指針
 - （3）協会が定める倫理綱領
 - （4）協会定款、協会が別に定める諸規則、及びガイドライン等で定める基準又は指針
 - （5）基金に加入する会員においては、「有料老人ホーム入居者基金制度業務方法書」及びその関連規定
2. 基金に加入した会員は、遅滞なく基金登録ホームにおける入居者の基金登録を行うものとする。
3. 会員は、ホームの経営において入居者保護を旨とし、健全経営の維持に努め、必要な経営情報の開示や経営改善を行うものとする。

また会員は、経営に関して本協会が行う経営指導を受け入れるものとする。
4. 事業収支等に関する事項
 - （1）入居金、管理費、食費、介護保険対象外費用等、諸費用の算定において、合理的な積算根拠をもって試算した上で、長期の損益・資金収支計画書を入会審査資料に添付すること。
 - （2）ホームごとに経理・会計を区分すること。
 - （3）介護保険指定特定施設においては、介護保険会計を有料老人ホーム事業会計から明瞭に区分すること。
5. 会員は、入居契約に関して次に掲げる事項を遵守すること。
 - （1）入居契約書、管理規程、特定施設利用契約書等の書類を作成する場合、本協会が作成した標準様式を参考とすること。特に前払金については短期解約特例を契約上で定めることとし、

これについて以下の項目を規定すること。

- ①対象事由には、入居者からの解約だけでなく、死亡による契約終了も含めること
 - ②三月の期間について、法令に従った設定を行なうこと
 - ③三月の期間が満了する日までに、上記①の対象事由が発生した場合、予告期間を定めること
で特例を不適用としないこと
 - ④前払金の精算は、法令に従って行うこととし、前払金のうち非返還対象額については精算対象額に含めず、全額返金すること
 - ⑤解約特例において入居者から受け取る利用料については、月額利用料の利用期間分を受領するほか、前払い金については消費者に過重な負担を求めないよう、受領済み総額を全償却日数で割り返した1日当たりの額を超えない範囲とするなど、根拠をもった設定とすること
- (2) 消費者が高齢であることに鑑み、消費者契約法による取り消し又は無効とならないような書類の作成に努めること。
- (3) 身元引受人を立てられない消費者について、成年後見制度の他、各種制度の利用を考慮し、必要な支援を行うこと。

6. 会員は、サービスの提供に当たって、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 入居者からの苦情解決のための組織内体制整備と、本協会及び自治体等外部の苦情解決機関の周知
- (2) 「有料老人ホーム賠償責任保険」への加入。ただし、同種の他の保険に加入する場合は、この限りではない
- (3) 介護保険給付対象外費用を受領する場合は、厚生労働省令・老企第52号の遵守

7. 会員は、契約関係書類及び各種表示物の作成において、景品表示法及び本協会が定める「有料老人ホームの広告等に関する表示ガイドライン」を遵守すること。

8. 会員は、個人情報の保護に関する法律、及び協会が定める「有料老人ホーム個人情報保護ガイドライン」に従い、個人情報保護に努めること。

附則

1. この入会基準は、平成10年6月22日付で改正する。
2. この入会基準は、平成15年2月20日付で改正する。
3. この入会基準の改正は、平成18年4月1日より施行する。
4. この入会基準の改正は、平成22年7月22日より施行する。
5. この入会基準の改正は、平成24年10月17日より施行する。